

令和8(2026)年度 吹田市立豊津中学校 学校案内
SCHOOL GUIDE BOOK 2026

吹田市立豊津中学校

TOYOTSU
JUNIOR HIGH SCHOOL



〒564-0062 吹田市垂水町3丁目32-50

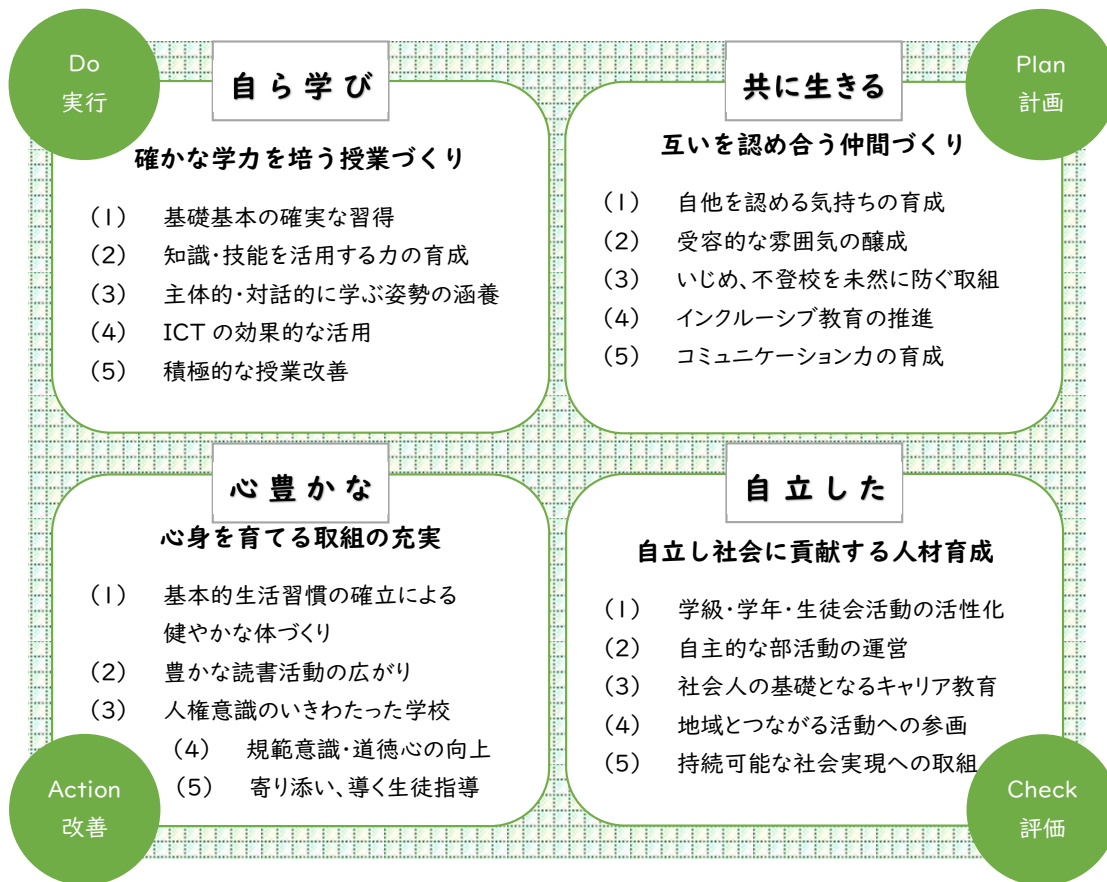
TEL 06(6384)3275



【学校教育目標】

自ら学び、共に生きる、心豊かな、自立した生徒の育成

～明日も学校に行きたい、安心して学校に行かせたい、学校を目指す～



【吹田市教育ビジョン】
総合的人間力の形成
社会全体の教育力の向上
豊かな教育環境の創造
すいた GRE・EN スクールプロジェクト

【豊津中学校ブロック 幼小中一貫教育 目指す子ども像】
「自ら学び、ともに生きる、心豊かな、自立した子ども」

- ◆ 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動
- ◆ 安心・安全な学校（不登校支援の充実）

豊津中学校グランドデザインに寄せて

校長 河合 克子

豊津中学校の教育目標は、「自ら学び、共に生きる、心豊かな、自立した生徒を育てる」です。子どもたちが「学校って楽しい」「明日も学校に行きたい」と思えるよう、先生たちは毎日の授業や学校生活を工夫しています。また、友だちを認め合い、安心できる雰囲気づくりにも力を入れています。いじめや不登校を防ぐための取組や、誰もが過ごしやすい学校づくりを進めています。保護者が「安心して学校に行かせたい」—— そう思っただけの学校であり続けるため、これからも教職員一同、力を合わせて取り組んでまいります。どうぞ、豊津中学校に温かいご支援をお願いいたします。

目次

I.	豊津中学校の紹介	2
	1. 学校教育目標 / 2. 生徒数・学級数 / 3. 教職員数 / 4. 教育課程 / 5. 支援学級と特別支援教育	
	● 令和7年度 行事	
II.	学校生活について	6
	1. 服装とその他の決まり / 2. 学校生活 / 3. 昼食 / 4. 通学 / 5. 学校との連絡	
III.	災害時における対応	9
	1. 台風 / 2. 地震(余震)	
IV.	不審者対応	10
V.	部活動	10
VI.	子供たちの健康のために ~保健室より~	11
	1. 健康な生活のために / 2. デジタル健康観察 / 3. 校内での病気・けがについて / 4. 健康診断について / 4. 独立法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について /	
VII.	学校の相談体制や支援体制について	13
	● 資料「吹田市不登校ポータルサイト」	
VIII.	制定品について	16
IX.	事務的なこと ~学校徴収金について~	17
X.	転出入等について	18
	● 就学援助費制度について	19
	● 豊津中 FAQ	20
	● いじめ基本方針	22
	● その他	24

I. 豊津中学校の紹介

吹田市立豊津中学校は、令和6(2024)年に創立70周年を迎え、地域とともに歩んできた歴史ある公立中学校です。大阪メトロ御堂筋線・江坂駅から徒歩圏内という便利な立地にあり、約700名の生徒が学んでいます。文化総合発表会や体育大会などの学校行事をはじめ、学年・学級活動も盛んで、仲間と協力しながら成長できる学校です。近年は生徒自治活動として『ルールメイキング』に取り組み、校則の見直しや改善を生徒自身が主体的に進めています。生徒の個性を尊重する自由な校風が魅力です。地域に根ざし、未来を切り拓く力を育む豊津中学校で、生徒たちは学びと友情を深めながら、充実した学校生活を送っています。



1. 学校教育目標

自ら学び、共に生きる、心豊かな、自立した生徒の育成

- 1 確かな学力を培う授業づくり
- 2 互いを認め合う仲間づくり
- 3 心身を育てる取組みの充実
- 4 自立し社会に貢献する人材育成

2. 生徒数・学級数 (令和7年11月1日現在)

	1年	2年	3年	支援	合計
クラス数	6	6	6	6	24
生徒数	215	212	225	32	684



3. 教職員

	校長	教頭	副管理者	首席	教諭	講師	非常勤講師	養護教諭	事務職員	合計
人数	1	1	1	1	31	15	1	2	2	56


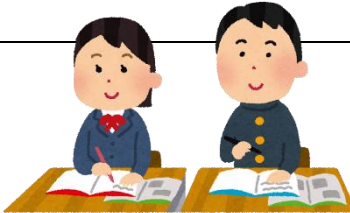


*校務員 1 *学校サポートスタッフ 1 *スクールソーシャルワーカー 1
*スクールカウンセラー 1 *居場所サポーター 1 *障がい児補助員 2
*英語指導助手 2 *読書支援員 1 *ICT支援員 1 *看護師 5

4. 教育課程

(1) 年間授業数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	英語	道徳	特別活動	総合学習
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70
3年	105	140	150	140	35	35	105	35	140	35	35	70

(2) 日課表

<p>始業</p>	<p>予鈴 8:25 本鈴 8:30</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 予鈴のチャイムまでに学校に登校しよう。 ● 挨拶をしっかりしよう。 ● 遅刻・欠席等の連絡は、保護者からさくら連絡網か電話連絡(8:00~8:30)で行ってください。 ● 遅刻した時は、職員室に行き、登校確認票をもらって教室に行くようにしてください。 
<p>朝読書</p>	<p>8:30~8:38</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 読書活動を行います。好きな本を持ってきて読みましょう。 ● 図書室や職員室前の書庫からも借りられます。
<p>1限</p>	<p>8:50~9:40</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業は50分間です。 ● 休憩時間は10分間です。 ● 移動教室や集会等では5分前行動を心がけ、チャイム着席をしよう。 ● 保健室等に行っていて授業に遅れる場合は、連絡票をもらって教室に行くようにしてください。 
<p>2限</p>	<p>9:50~10:40</p>	
<p>3限</p>	<p>10:50~11:40</p>	
<p>4限</p>	<p>11:50~12:40</p>	
<p>昼休み</p>	<p>12:40~13:30 (予鈴 13:25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分のクラスで昼食をとります。 ● 昼食後は、クラスボールを使って遊ぶこともできます。 ● トランプを借りて教室で遊ぶこともできます。 ● 予鈴で教室に入り、5時間目の準備をしよう。
<p>5限</p>	<p>13:30~14:20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 午後の授業を頑張りましょう。 
<p>6限</p>	<p>14:30~15:20</p>	
<p>終礼</p>	<p>14:20(5限の日) 15:20(6限の日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日の反省、明日の連絡などを行います。 ● 元気よくあいさつしよう。
<p>放課後</p>	<p>清掃活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 班による清掃活動をします。気持ちいい明日を迎えましょう。
	<p>クラブ活動 <完全下校時間> 18:00</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に参加することで、充実した学校生活を送ることができます。 ● 技術だけではなく、人間性も高めましょう。 ● クラブや委員会等の用事のない人は、すみやかに下校しましょう。 

(3) 学期及び長期休業（「吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」より）

1 学期	4 月 1 日から 7 月 31 日まで
2 学期	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
3 学期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで
夏季休業	7 月 21 日から 8 月 24 日まで (学校閉庁日 8 月 11 日～16 日)
冬季休業	12 月 25 日から 1 月 7 日まで (学校閉庁日 12 月 29 日～1 月 3 日まで)
春季休業	3 月 25 日から 4 月 7 日まで

(4) 式・記念日（令和 8 年度の予定） *変更になる場合があります。

入学式* 1 学期始業式	4 月 8 日(水)	1 学期終業式	7 月 17 日(金)
2 学期始業式	8 月 25 日(火)	2 学期終業式	12 月 24 日(木)
3 学期始業式	1 月 8 日(金)	3 学期終業式	3 月 24 日(水)
創立記念日	9 月 22 日(※休業日ではありません。)		

5. 支援学級と特別支援教育

本校には、通常学級のほかに支援学級があります。この学級は、支援を必要とする子供たちに、一人ひとりの障がいの状況や学習の状況に合わせた学習を行う学級です。支援学級の生徒と、通常学級の生徒が共に学校生活を送ることにより、お互いの理解を深めあうことを目標として日々の学習活動を行っています。障がいのある人々に対する偏見のない社会を作ることは、私たちの責務でもあります。

本校の指導の重点目標の一つに「共に生きる」、インクルーシブ教育の推進を掲げ、その実現に努めています。生徒たちも、共に行動する中でお互いに理解を深め、成長しています。保護者のみなさまにも、温かいご理解をお願いします。

また、特別支援教育は、発達に課題がある、またはあると思われる生徒について、個々の生徒の状況把握と個別指導に関して、保護者と連携しながら特別支援コーディネーターを中心とした特別支援教育委員会により、学校全体で取組みを進めています。ご相談がありましたら、どんなことでも遠慮なく担任等にお申し出ください。

本校には、通級指導教室が設置されています。通級指導教室は、本校だけでなく他の中学校の生徒も含め、通常学級に在籍しながら、個に応じた支援を月 1～2 回程度行なう教室です。詳しくは、担任または教頭までご相談ください。

令和7年度 行事

入学式 4/8



校外学習 1・2年 5/9



修学旅行 3年 6/18



文化総合発表会@メイシアター 9/29-30



生徒会行事「キラビト」



卒業式 3/14

卒業証書



体育大会 10/23



II. 学校生活について

生徒指導の目的

豊津中学校の生徒指導は、生徒が社会の中で自分らしく生きる力を身につけるための教育活動として取り組んでいます。一人ひとりの個性やよさを伸ばし、可能性を広げるとともに、社会で必要な力を育てます。また、自己の幸せを追求しながら、社会に受け入れられる形で自分を実現できるよう支援することを目的としています。

1. 服装その他の決まり(詳細は教室に掲示します、年度途中の変更点は別に掲示します。)

服装全般	① 本校指定の制服を上下とも着用すること。 ② 1学期終業式及び2学期始業式を除く式では冬服を着用する。
	① カッターシャツはスラックス・スカートに入れる。 ② カッターシャツの場合はスラックスにベルトを着用する。 ③ スカートの長さはひざ丈。
制服の下の服装	制服から大きくはみ出ないものを着用する。また、他者が不快になるような文字などが入ったものは避ける。
ベルト	黒・茶・紺(華美な装飾のないもの)。
靴下	学校生活に適したものとし、ルーズソックスなどの変形靴下や飾りのあるものは禁止とする。
頭髪	① 学習活動に支障のない髪型。 極端なデザインのカット等は禁止(体育の授業では、長い時は束ねる)。 ② 脱色、染色、パーマなどは、髪の毛や頭皮が痛むので禁止。 ③ 整髪料等は使用しない。 ④ 髪をくるぐるゴムの色は自由とする。 シュシュも可(色や大きさなどはよく考えて着用する)。
通学靴	① 運動に適し、色の規定はないが、華美でないもの。 ② 高価なもの、革靴、ハイカット、ブーツ等は不可。
上靴	① 既定のものをはく。 ② 学年ごとに色指定、記名のこと。(令和8年度は1年:赤 2年:緑 3年:青) ※ 安全面から、かかとを踏まない。

体操服 体育館シューズ	<ul style="list-style-type: none"> ① 既定の場所(店)で販売しているものを着用。 ② 体育科の先生の着用指示に従う(※半袖シャツをズボンに入れる等)。 ③ 体育の授業および部活動、学校行事などの際に着用する。
防寒着・防寒具	<ul style="list-style-type: none"> ① 防寒着(上着)は規定はないが、華美にならないように注意する。 また、ブレザーを着用せずに防寒着を着用することは原則認めないが、12月~2月はブレザーを着用しなくてもよい。 ② 防寒具(手袋、帽子、マフラー、ネックウォーマー等)は登下校時のみ着用可。 ③ ストッキング・タイツは無地で、黒・ベージュのみ着用可。 ④ ベスト・セーター・カーディガンは学校指定のものを着用可。
登下校時の 服装	<p>登校する際は制服を着用すること。朝からクラブ活動がある場合はクラブ活動の服装で登校してもよい。また、クラブの朝練習がなくても、1時間目が体育の場合のみ体操服で登校してもよい。</p> <p>下校時も制服を着用すること。ただし6時間目が体育の場合は体操服で下校してもよい。</p> <p>※ 体操服で登校をする際は、制服を忘れないよう注意する(2時間目以降は制服を着用)。</p>
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校に不必要と判断されるものは持ってこない。(発見次第、学校預かり) ② 携帯電話・スマートフォン等は原則禁止 <p>※ 防災・防犯の目的で所持する場合は同意確認書の提出が必要</p>
名札	校内では学校指定の名札を、1番上になる制服の左胸の位置に着用。
全般・その他	アクセサリ類、化粧等は禁止。カバンの指定はなし。



本校の制服は、子どもたちの多様性を尊重できるよう、様々なアイテムや色、デザインが取り入れられています。また、校則やルールを対話的に見直す、生徒が主体的に関われる校則を目指し、『ルールメイキング』について取り組んでいます。校則を変えることなく、生徒や先生と、ときには保護者の意見も伺いながら、みんなが納得することを大切にしています。

2. 学校生活

- (1) 学校の物は大切に使う(故意に破損した場合は、弁償となります)。
- (2) 持ち物には、必ず記名する。



3. 昼食

- (1) 下記①～③の、いずれかの方法で昼食を用意してください。
 - ① 弁当を持参する。
 - ② 選択制の給食を、予約注文する。… ※ 「VI 給食について」をご覧ください。
 - ③ 校内購買部で、パン・おにぎり・ジュースを昼食用に購入する。
※ 購買部での販売は、当日 3 限後の予約販売を基本としています。予約しない時、売り切れの場合があります。
- (2) 飲みものについて
 - ① 水筒でお茶や水を持参。
 - ② パック飲料の持込みは不可。
 - ③ ペットボトル飲料はお茶、水に限る。

※ 吹田市では令和 10 年度中に中学校全員給食を開始予定です。

4. 通学

- (1) 通学路は指定していません。交通ルールを守り、信号や交差点では、特に注意してください。
- (2) 登下校時の買い食いは禁止です。(登下校時に飲食物を購入しないこと)
- (3) 自転車通学は不可。自転車を使わなければならない場合は、担任にご相談ください。

5. 学校との連絡

欠席・遅刻・早退等の場合は、さくら連絡欄を使って学校に連絡してください。入力時間に間に合わなかった場合は、電話で直接学校へ連絡してください。保護者からの連絡を原則とします。生徒本人からの電話連絡は後に保護者に確認させていただきます。



保護者の皆様から欠席・遅刻・早退の連絡をいただく手段として、また、学校からの連絡事項を受診する手段としてご活用いただいております。入学後、改めて『さくら連絡網』の運用についてご案内いたします。ご登録をよろしくお願いいたします。

III. 災害時における対応

1. 台風 吹田市または吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報

午前7時現在発令	登校を見合わせ、自宅で待機してください。	
午前9時までに解除	安全に気をつけて、速やかに登校してください。	
午前9時現在 解除されていない	臨時休業とします。	給食中止
午前7時以降 または在校中に発令	安全確保に必要な措置をとります。	昼食を食べずに下校する場合は給食キャンセル
他の警報発令	臨時休業としませんが、非常の措置が必要な場合は、別途連絡します。	
前日に大型台風の直撃が確実	警報発令前に教育委員会判断による臨時休業等が行われる場合もあります。	

2. 地震(余震) 震度5弱以上の大規模地震(余震)

登校前に発生	臨時休業とします。	給食中止
登校途上に発生	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、原則速やかに登校してください。その後安全確保に必要な措置をとります。	昼食を食べずに下校する場合は給食キャンセル
在校時に発生	安全確保に必要な措置をとります。	
下校途上に発生	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、速やかに帰宅してください。	
震度5弱未満の地震(余震)が発生	原則として、臨時休業しませんが、生徒の安全確保のうえから、非常の措置をとらなければならない場合は、別途連絡します。	

※ 給食が中止・キャンセルになった場合は、残金を増やす方法で返金されます。

IV. 不審者対応

※ 不審者等にあつたらまずは警察に連絡をしましょう。

1. 前日以前の情報→終礼等で注意→正確な情報を伝え、下校時の注意を促します。
 - (1) 場合により教職員がパトロールします。
 - (2) 警察にも連絡し、パトロールの強化を要請します。
 - (3) 状況に応じて、プリント・さくら連絡網で連絡します。
2. 当日の情報→状況により、PTA役員・委員さん等の協力も得ながら、一斉下校、集団下校(教職員引率)を実施します。
 - (1) 状況に応じて プリント、さくら連絡網で連絡します。

V. 部活動

部活動は、「吹田市立豊津中学校 部活動に係る活動方針」に則り活動しています。本校には、次の表のように運動部7、文化部4が活動しています。例年、三島大会や大阪府大会で活躍している部もあります。

この活動は、①「活動したい生徒」がいて、②「指導する顧問(教職員等)」がいて、③「活動場所」が確保されて初めて成立します。そのどれかが満たされない状態では、部活動を認められません。従って、生徒の部員や顧問の教職員が異動する、場所が確保できなくなるなどの場合は、活動できなくなります。つまり、現在活動している部が、来年度以降も存続するかどうかはわかりません。さらに、新しい部を創設する際も、同じことが条件になります。その場合も、現在活動している部の存続が優先となります。

活動日や活動時間、参加する大会等はそれぞれの部ごとに決められていますので、一律ではありません。さらに、部活動は教育課程に明確に位置づけられていませんので、授業や行事等とは異なり、生徒も教職員も参加や担当が義務ではありません。

1. 令和7年度の活動クラブ(部)と部員数 ※令和7年7月1日現在

運動系	野 球、ソフトテニス(男子・女子)、ソフトボール(女子)、サッカー、バレーボール(女子)*、バスケットボール(男子・女子)、卓球(男子・女子)*
文科系	吹奏楽、演劇、美術、囲碁将棋



*のクラブは外部委託となっています。

剣道、女子サッカー、陸上、ダンス、水泳、柔道は、拠点校方式で実施しています。

希望する生徒は、下記の中学校での活動に参加できます。(令和7年度)

- | | | | |
|-----------|------------|--------|------------|
| ・剣道 … | 吹田市立第一中学校 | ・ダンス … | 吹田市立第五中学校 |
| ・女子サッカー … | 吹田市立高野台中学校 | ・水泳 … | 吹田市立青山台中学校 |
| ・陸上 … | 吹田市立第三中学校 | ・柔道 … | 吹田市立第二中学校 |



VI. 子どもたちの健康のために ～保健室より～

保健室では、お子様の学校生活を健康面でサポートしています。学校生活の中で気をつけて欲しいことや質問、ご家庭での様子で気になることがありましたら、養護教諭までお知らせください。

1. 健康な学校生活のために

まず、朝の登校までの時間をしっかりつくってください。朝食を必ず食べ、その後排便し、ゆとりを持って登校してください。朝食を食べていないと昼食までの長い時間を良い健康状態が保てず、学習に集中できません。また、発熱等体調がすぐれなくても登校している生徒が見受けられます。保護者の方は、登校前に健康状態をよくご確認ください。



2. デジタル健康観察

学校では、毎日、各自の端末を使って、自分の心身の健康状態について入力し、お子様のメンタルヘルスの保持に努めております。生徒の皆さんはこれを使って、先生に相談することもできます。

3. ケガや体調不良の時の対応について

(1) ケガをした場合

- ◆ 応急手当を行い、経過観察と保健指導を行います。

- ※ 応急手当について

保健室では、その日に起きたケガに対する応急処置を行っています。医療機関または保護者に引き継ぐまでの応急処置の範囲内で行います。病院ではないので、継続的な処置（ガーゼやシップ交換）など医療行為にあたることはできません。

- ◆ 緊急を要する場合には、直接学校から医療機関に受診します。

- ※ 医療機関の受診について

学校では、安全管理に特段の配慮を図っておりますが、発生したケガの状況や程度によっては、学校から直接医療機関を受診することがあります。その場合、まず学校から保護者へ連絡を行い、医療機関へ搬送します。医療機関での処置や治療に関しては、保護者の同意が必要となります。また、医師の判断や処置の内容によっては、保護者の付き添いが必要となる場合もありますので、搬送を要する際は、必ず受診先にお越しくださるようお願いいたします。

学校で発生したケガについては、日本スポーツ振興センターに請求をしますと、審査の結果によっては、災害給付金が給付されます。詳しくは、「5. 独立法人日本スポーツ振興センター災害共済の給付について」をご覧ください。



(2) 体調不良の場合

- ◆ 基本的に保健室の休養は、1校時(50分)を上限としており、それ以上に休養が必要な場合は、体調回復を優先するため、早退を勧めます。その場合は、保護者に連絡し、お子様自身での帰宅が難しい場合は、お迎えをお願いします。



※ 内服薬(飲み薬)について

保健室は、医療機関ではありませんので、内服薬の投与できません。生理痛や頭痛等で薬が必要な場合は、あらかじめ、自分に合ったものや処方されたものを持参するとともに、必要最低限の量で携帯するよう、お子様とご確認ください。

(3) 連絡体制について ~いつでも連絡が取れるように~

お子様にけが等があった場合に備えて、安全カードには、いつでも連絡が取れる電話番号を少なくとも2件以上、緊急連絡先としてご記入をお願いします。また、連絡先の記載内容に変更がある場合は、速やかにお知らせください。

4. 健康診断について

- (1) 健康診断の結果、専門医の検査、治療を要する場合はお知らせいたしますので、病院等で受診し、その結果を学校へ報告してください。
- (2) お子様の健康について、何か心配なことがありましたら担任や養護教諭にいつでも相談してください。健康に関する一般的なことは、「保健だより」等でお知らせします。
- (3) 毎年、年度はじめに定期健康診断問診票や安全カードの記入をお願いしています。これは、お子さまが健康で安全な学校生活を送るため、また、健康診断時の基本情報となる大切なものです。ご記入いただいた個人情報については厳重に管理し、関係者以外には開示しません。目的をご理解の上、お子様の健康について、なるべく詳しく、正確にご記入ください。

※ 特に既往歴・接種したワクチンについては母子手帳などを参考に詳しくご記入をお願いします

5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校の管理下で生徒に災害(負傷、疾病、障害、死亡)が発生した場合に災害共済給付(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)が受けられます。令和5年度の掛金、給付内容は次のような内容でした。

掛金は年額920円ですが、460円を市が負担し、保護者負担は年額460円(諸費に含む)です。(就学援助を受けている場合は、年度末に460円が返還されます)

給付内容

負傷した場合

① 自己負担分

② 医療雑費分=医療費総額の1割

計(①+②)の医療費が、3~4ヵ月後に保護者の口座に振り込まれます。

(1) 請求の手続き

① 学校から書類を受け取る。(書類は保健室にあります)

② 受診の際(後)、医療機関に必要な書類を提出し記入してもらう。書類は一月に1医療機関につき1枚で、記入後、学校に提出してください。(学校から教育委員会を經由して、独立行政法人日本スポーツ振興センターに請求します)

③ 審査の結果、給付金が支給されます。※審査の結果、対象外になる場合もあります。

VII. 教育相談



1. 何かあったらまず担任に相談を

学校は集団生活の場です。様々な個性を持った友達や先生と過ごす中で、多くのことを学習します。ときには、人間関係がうまくいかなかったり、トラブルになったりすることもあります。もし、何か問題が起こったり気になることがありましたら、遠慮なく担任に連絡してください。

2. お子様への指導等についても気軽に相談ください

お子様が、学校の様子を多く話すことはとても良いことです。保護者の皆様も学校のことがよくわかると思います。しかし、ときにはお子様からの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して不信感を持たれてしまうこともあります。そのような不信感をそのままにしておくと、学校に対するお子様の不信感も強くなり、保護者と学校との意識のずれが大きくなってしまいます。ご心配なことがあれば、まず担任にご相談ください。話をするだけで解決することが、たくさんあると考えています。

3. 学校全体で支援しています

学校では、担任以外にも多くの教職員がお子様の成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や担任に伝えられず悩むこともあるかもしれません。そのようなときは、担任以外の教職員にご連絡ください。学校では、お子様の成長を第一に考え、保護者の皆様の声を大切に、柔軟に対応してまいります。学校と家庭で協力関係をつくることが一番大切であると考えています。

4. スクールカウンセラーの活用について

心身ともに大きく変化する思春期という時期は、特に不登校や学校不適応、また友人関係、学習、クラブなどたくさんの悩みを抱えるときです。そのため、子どもたちの「心のケア」や「カウンセリング」も有効です。また、親としても、お子様とどう向き合ったらいいのか、子育てでの不安など誰に相談したらよいかなど悩むことも出てきます。本校では、毎週1回、スクールカウンセラーによる教育相談活動を実施しています。生徒も保護者、どちらも利用できます。

5. ステップルーム(校内教育支援教室)の活用について

本校では、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでおり、一人一人に応じた多様な支援を行っています。不登校生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、生徒が自らの学びや進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。ステップルーム(校内教育支援教室)では、それぞれの子どもの状況に合わせて、子どもたちへのきめ細かい支援を行っています。すべての子どもに対して開かれた場所であるとし、だれがいつ利用しても構わないこととしています。

保護者のみなさまへ

不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることです～



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいか
- 家庭学習を続けるべきか
- 学校に行かない(行けない)理由を聞いてよいか
- 誰にも相談できない
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト

開設しています



不登校は誰にでも起こり得ることです。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったら「ずっと行けないままだったらどうしよう?」「将来どうなるのだろうか?」と不安を感じると思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援・行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするではありませんが、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

出張教育相談員/ スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

吹田市の不登校相談・支援

いずれも、相談を希望される場合は在籍している学校へご連絡ください。



名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市内 教育センター	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困ったりしている子供や保護者からの相談(電話相談・来所相談)	TEL: 06-6170-1579 ※来所相談は要予約 時間: 平日及び第3日曜日の9:00~17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地: 佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター(DRCsuinta)内
	個別または小グループでの活動や学習を行う教育支援教室「あるくの森」の開室/家庭訪問活動	TEL: 06-6170-1575 時間: 月~金 9:00~17:30 所在地: 同上 ※入室申込は学校を通しての手続となります。

その他の相談・支援

『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター ぱらっとる一む吹田 (青少年室)	悩みを抱える子供・若者(39歳まで)とその家族を対象とした相談・支援	TEL: 06-6816-8534 時間: 月~土10:00~20:00(日祝は要予約) 所在地: 山田西4-2-43ゆいびあ(吹田市内 子育て青少年拠点 夢つながり未来館)2F
	こども発達支援センター 地域支援センター	発達や療育についての相談や支援	TEL: 06-6339-6103 時間: 月~金 9:00~17:30 所在地: 片山町2-11-40
	すこやか親子室	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL: 06-6170-7224 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-2吹田市保健センター3F
	地域保健課	こころの健康相談: 精神保健福祉士、保健師等が相談に応じる(家族からの相談も可)	TEL: 06-6339-2227(面接は予約制) 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-3(吹田市保健所内)
	家庭児童相談室	家庭児童相談・ヤングケアラーの相談 家庭支援事業(子育て世帯家事・育児支援、子育て短期支援(短期入所生活援助や夜間養護等))	TEL: 06-6384-1472 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 出口町19-2 吹田市内総合福祉会館
	生活福祉室	生活困窮世帯の子供とその保護者に対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL: 06-6384-1350 時間: 平日9:00~17:30 所在地: 泉町1-3-40吹田市府所 低層棟1F
	障がい福祉室	障がい福祉サービスの利用に関する相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロックに障がい者支援センターを設置。詳細は右記。 
大阪府	さわやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般(保護者専用)	TEL: 06-6607-7362(さわやかホットライン) 06-6607-7361(すこやかホットライン) 時間: 平日9:30~17:30 所在地: 大阪市住吉区荻田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	すこやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般(子ども専用)	
	すこやか 教育相談24	不登校を含めた教育相談全般(時間外対応)	TEL: 0120-0-78310 (平日の上記相談時間以外や土日祝日)

お問合せ先

吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ
(所在地: 吹田市朝日町3-415)

TEL 06-6155-8192

FAX 06-6155-8872

VIII. 制定品等について



1. 制服の取扱い業者

○学生服のワタナベ

吹田市出口町27-3 06-6386-1152

○School Shop Plaza A 吹田店

吹田市千里山東 1-7-13 カンゾービル2F 06-6879-1106

※ 豊津中学校ホームページ制服のバナーよりオンライン注文もできます。

2. 制服の価格（単位：円・消費税込）

商品	価格(税込み)	商品	価格(税込み)
冬ブレザー	21,710	夏ポロシャツ(ネイビー)	4,710
長袖ニットシャツ (サックスブルー)	4,370	夏ポロシャツ (サックスブルー)	4,940
冬スラックス(チェック) I型・II型(細身)	14,290	セーター(ネイビー)厚手	4,940
夏スラックス(グレー) I型・II型(細身)	13,220	薄手	7,470
冬スカート(チェック)	15,870	ベスト(ネイビー)厚手	4,260
夏スカート(グレー)	14,600	薄手	5,520
		夏ハーフパンツ(グレー)	7,100

3. 体育関係用品等取扱い業者と単価（単位：円・消費税込）

○ 鈴ヤ 吹田市朝日町18-13) 電話06-6381-7092(定休日:木)

ジャージ上着(ネーム入) 4,900 ジャージズボン(ネーム入) 3,700

半袖シャツ(ネーム入) 2,150 ハーフパンツ 2,200

体育館シューズ 2,900

上靴(令和8年度は 1年:赤 2年:緑 3年:青) 1,100



IX. 事務的なこと ～学校徴収金について～

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金」があります。

学校徴収金は、教材や校外学習の費用で、校長が購入する教材等や納入金額を決定し、口座振替(自動払込)により、吹田市教育委員会に納入していただきます。(学校に現金を持参しても納入できません。)

1. 学校徴収金の納期

期別	口座振替日(納入期限)	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

2. 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。(詳細は4月下旬にお知らせします。)

- ① 教材費 1年生:約 25,000 円
2年生:約 15,000 円
3年生:約 25,000 円
- ② 日本スポーツ振興センター掛金 460 円
- ③ 生徒会費 1,300 円
- ④ PTA 会費 1家庭につき 2,400 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。(手数料の額は取扱金融機関により異なります。)

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の窓口払いの場合203 円)が必要です。)

3. 取扱金融機関(口座振替を利用できる金融機関)及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行 (郵便局)	りそな銀行
手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

4. 口座振替の申込手続

※ 吹田市立小学校から進学された方で、小学校で「学校徴収金」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続は不要です。

- (1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。)

- (2) ① Webでの申込み方法(池田泉州銀行はWeb申込みできません)

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ(トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Webでの口座振替の申込み)を開き、ページ下部のリンクから「Web口座振替受付サービス」をご利用ください。(右の二次元コードからもアクセスできます。)



- ② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡します。(金融機関の窓口にはありません。)

5. 口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

6. 修学旅行費について

修学旅行費については、従来学校徴収金の一部として徴収をしていましたが、学校徴収金事務の簡素化を図るため、令和8年度の1年生より、保護者の方が学校ではなく旅行会社に直接費用を支払う「直接契約方式」を採用いたします。



費用の納入時期・方法等詳細につきましては、決定次第あらためてお知らせをいたしますが、実施までに納入していただく費用の目安は、65,000円です。

7. その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

X. 転出入等について

転居等に伴い転出をする場合や、通称名使用等就学に関する届出をする場合、また、校区外の学校への通学を希望する場合もしくは他の中学校校区から本校への通学を希望する場合の手続き等については、以下のリンクを参考にしてください。また、転出や校区外通学を希望する場合には、速やかに本校へお知らせください。

	
入学・転校等の手続き (吹田市のページ)	校区外通学(指定校変更・区域外就学) (吹田市のページ)

就学援助費制度について

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校で必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくはQRコードから、市就学援助HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 | **令和8年4月1日(水)～5月25日(月)**

※ 一斉受付期間中の申請分は4月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請を受付けますが、受付けた月からの月割支給(減額措置)となりますので御注意ください。受付期間は令和9年2月末日までです。

やむを得ない場合のみ、窓口にて令和9年3月24日(水)(期限厳守)まで受付けします。(電子申請不可)



▲就学援助 HP

① 電子申請 | 市HPから24時間申請が可能です。メールアドレスの登録が必要です。

「@apply.e-tumo.jp」ドメインを迷惑メール設定の解除をお願いします。

② 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時まで

吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町3番 吹田さんくす3番館4階)

医療券(医療費援助)交付について

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受付けします。

詳しくは就学援助HPを御覧ください。

トラコーマ、結膜炎(アレルギー性は対象外)、白せん、かいせん(水虫)、膿かしん(とびひ)、アデノイド、中耳炎(急性・慢性・滲出性を問わず)、慢性副鼻腔炎(急性・アレルギー性鼻炎は対象外)、う歯(虫歯)。健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外)、寄生虫病(虫卵保有を含む)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和8年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

小学校1年生予定児童

申請期間 | **令和8年2月1日(日)から2月28日(土)**

①電子申請または②窓口申請で受付けします。詳しくは市HPを御覧ください。

中学校1年生予定児童(小学校6年生児童)

小学校6年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196(直通)

1 テスト

Q1-1 テストは年に何回ありますか？

A1-1 定期テストは、1学期中間・期末、2学期中間・期末、学年末の5回。3年生の実力テストは8月、11月、1月の3回、1・2年生は1月の年1回実施します(1年生は理科・社会のみ)。近年、このような回数で行っていますが、時期も含め今後変更することもあります。

Q1-2 テストの日に昼食は必要ですか？

A1-2 定期テストのときは、必要ありません。ただし、最終日はテスト終了後、部活動がありますので、部活動の開始時間まで時間に余裕のない生徒は必要となります。間に合う場合は、下校して昼食後再登校している生徒もいます。また、生徒会や系の活動などで昼食が必要になる生徒もいます。なお、最終日も含め、テスト当日の給食は実施していません。

Q1-3 テストの結果はどのように連絡がありますか？

A1-3 採点終了後、生徒に答案用紙を返却しますので確認してください。さらにテストごとに、「成績カード」をお渡しします。これには、テストを実施した教科ごとに、個人の得点と平均点を記載しています。

2 部活動

Q2-1 生徒は全員クラブに所属するのですか？

A2-1 いいえ。参加・所属は希望者です。また、複数の部には所属できません。

Q2-2 部活動の活動時間は？

A2-2 普段の日は、授業終了(掃除終了)から夏季17:30、冬季17:00までとしています。また必要に応じて、18:00までの延長が認められています。

Q2-3 夏休み、冬休みの活動時間は？

A2-3 放課後(夏季 17:30 まで、冬季 17:00 まで)に活動しています。クラブごとに開始時間・終了時間を決めて活動しています。なお、場合により、早朝の涼しい時間帯に活動したり、試合などで遠方に出かけて、この時間帯より帰宅が遅くなったりすることもあります。保護者には前もって連絡するようにしています。

3 行事

Q3-1 「文化総合発表会」ってなんですか？

A3-1 各学年の「総合的な学習の時間」の発表の場として、例年9月に「文化総合発表会」を実施しています。令和2年度～5年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で全体での実施はできず、学年ごとに行いましたが、令和6、7年度は全学年一斉にメイシアターで行いました。内容については3年生は演劇、2年生展示や舞台発表、1年生は合唱等です。

Q3-2 体育大会は保護者が参観することは可能ですか？

A3-2 ご覧いただくことはできます。ただし、すべての行事は授業の一環として実施していますので、行事の進行や生徒の活動の妨げになるようなことのないよう、ご理解ご協力をお願いします。また、来校される際には、保護者カードの着用や上靴持参などにご協力ください。ご覧いただくのは保護者に限らせていただいています。さらに、駐車場がありませんので自動車の乗り入れは禁止、自転車・バイクでのご来校も駐輪場が狭小のためできるだけご遠慮ください。(身体の状況等でご事情がある場合は教頭にご相談ください。)

4 評価(成績)

Q4-1 評価(成績)について教えてください。

A4-1 生徒一人ひとりについて作成する「指導要録」という書類があります。これには「様式1 学籍に関する記録」と「様式2 指導に関する記録」とがあります。この様式2の「学習の記録」には「目標に準拠した観点別学習状況」(絶対評価:A・B・C)を基本とし「評定」(5・4・3・2・1)と「所見」を補完として記録することになっています。これは、年度末(3月)に記載します。この様式2に記載されている主な内容をお知らせするのが「通知票」です。ただ、これでは本人や保護者にお知らせするのが年度末に1回だけということになってしまいますので、年度の途中での状況を学期末にお知らせするために「通知票」をお渡ししています。なお、通知票は法令に規定された書類ではなく、各学校が独自に作成するものですので、様式も学校によって様々なものがあります。

Q4-2 テストの点はすべて評価(成績)に反映されるのですか？

A4-2 中間や期末などの定期テストの点数は評価の対象としています。詳細はそれぞれの教科で決めます。

Q4-3 テストの点以外に評価の対象となるものはありますか？

A4-3 あります。授業での小テスト(確認テスト、単元テストなど)、宿題やプリントや作品などの提出物、授業に取り組む姿勢や様子、実技教科では実技テスト、など授業に関わるすべてが評価の対象となります。ただ、それぞれをどのような割合で評価に反映するかは、それぞれの教科や単元で異なります。なお、3年生で行う実力テストは、現時点では評価の対象とはしていませんが、進路指導の重要な資料として扱います。

5 学校生活

Q5-1 学校に忘れ物をした時、どのような服装で取りに行けばいいですか？

A5-1 放課後や休みの日でも、制服または体操服で来てください。土日や夏休み中などにクラブで登校するときは、クラブのユニフォームや練習用の服装で登校することもできます。

Q5-2 制服など学校で決められているものはどこで買えますか？

A5-2 この冊子に記載してあるお店または、学校ホームページからインターネットでご購入ください。なお、サイズ等によっては在庫がない場合もありますので、あらかじめ電話等で確認されることをお勧めします。

いじめ防止基本方針

吹田市立豊津中学校

令和7年4月1日

(目的)

第1 いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童・生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に生徒の行動の様子を把握し、必要に応じて声かけや面談を行う。
 - (2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を保護者とも共有する。
 - (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
(組織は、管理職・首席・生徒指導主事・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕、いじめ予防リーダー、いじめ対応支援員、その他の関係者により構成する。)
 - (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。
 - (5) 年複数回の校内研修を計画的に行う。
- 2 いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、いじめ予防授業に取り組む。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力を向上させる。
 - (4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ根絶」に取り組む姿勢を育む。
 - (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対応することができるよう、生徒への情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育および保護者への啓発活動を進める。
 - (7) 小・中の適切な連携と取り組みを深める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する(一方的なケンカ、悪ふざけ、からかいなど)。
 - (1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、週1回の定例の学年会議や生徒指導会議を通してささいな兆候も教職員間で共有する。
 - (2) 学校生活アンケートを学期に1回程度実施する。その後、3年間保存する。
 - (3) 学校生活アンケートの実施時に『マモレポ』の周知を図り、情報収集に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1)いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害生徒および相談者の安全を確保しながら事態の把握に努める。また、事後の見守りを行いながら、以降に示す状況にまで至らぬように関係の修復を図る。
 - (2)事態の軽重に関わらず、保護者へ事実関係を必ず伝える。
 - (3)被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害生徒を別室指導や出席停止とする。
 - (4)好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
 - (6)周囲にいた生徒からの聞き取りを十分行い、公正公平な判断をするように指導する。
 - (7)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察と相談して対応する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切に支援を求める。
 - (8)「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。
 - (9)事後の見守りを一定期間(いじめに関わる行為が無くなってから最低3ヶ月以上)適切に行う。
 - (10)被害生徒本人(およびその保護者)に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。
- 2 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - (1)いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、担任を含む学年生徒指導部、クラブ顧問による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
 - (2)調査チームは、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、要望や意見を十分に聴取する。
 - (3)必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、管理職の判断で市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や課題解決に至っていないケースの検証等を行った上で、生徒の実態に応じた計画になるよう、毎年、いじめ防止の体制等を確認し、見直しを行う。また、学校のホームページ等で公開するとともに、入学説明会や学校便り等により、生徒、保護者、地域に広く示す。

令和5年4月3日 改定

I 沿革

年度	入学者数	沿革概要
S30(1955)	226	第一中学校内に仮校舎 校区:豊津小学校(現豊一小) 9月新校舎へ移転(現在地)
	9/22	第1期校舎建築工事竣工式 第2期校舎建築工事竣工
S31(1956)	427	吹二小学校が校区になる 第3期校舎建築工事竣工
S32(1957)	351	校歌制定 第1回卒業式(245名)
S33(1958)	351	山手小学校が校区になる 体育館竣工 創立記念日制定(9/22)
S34(1959)	453	第4期校舎建築工事竣工
S35(1960)	650	第5期校舎建築工事竣工
S36(1961)	673	第6期校舎建築工事竣工 校舎完工式
S37(1962)	632	運動場拡張工事竣工
S39(1964)	500	豊津小学校に本校分教場設置 渡り廊下増築工事竣工 技術科教室・体育倉庫建築工事竣工
S41(1966)	478	西南新便所竣工
S42(1967)	506	職員室拡張工事竣工
S43(1968)	523	プール竣工式 吹二小学校は第六中の校区に変更(3/31)
S44(1969)	382	併設第六中学校新校舎へ移転 プレハブ校舎撤去
S48(1973)	401	水洗便所工事完了
S49(1974)	453	豊一・豊二小学校は豊西中校区に変更、校区は山手小のみ(3/31)
S52(1977)	218	9/23 創立22周年記念式典 3/31 生徒数の減少と老朽化のため学校再編の対象となり閉校
S57(1982)	338	再開校 校区は豊一小学校 山手小
S60(1985)	358	再開校後 第1回卒業式
H4(1992)	285	購買部 開設
H7(1995)	233	シンボルツリー(樹種名ヤマモモ)植樹 週5日制開始
H10(1998)	212	東門歩道設置
H16(2004)	147	創立50周年記念式典
H28(2016)	230	トイレ改修工事
H29(2017)	252	校舎改修工事 屋上
H30(2018)	224	校舎改修工事 普通教室棟
H31(2019)	224	校舎改修工事 特別教室棟
R1(2019)		新型コロナウイルス感染症による臨時休業(3/2~24)
R2(2020)	225	新型コロナウイルス感染症による臨時休業(4/8~5/31) 入学式延期(6/15) 分散登校・夏季休業時授業
R3(2021)	224	夏季休業延長(~8/31) 分散登校(9/1~9/12)選択登校期間(9/13~9/19) 体育館改修工事 特別教室棟エアコン工事
R4(2022)	232	普通教室転用改修工事
R5(2023)	231	新制服制定
R6(2024)	221	創立70周年記念式典 エレベーター設置工事
R7(2025)	216	屋内運動場空調設備工事

2 卒業生総数

19,373名（令和7年3月31日現在）

3 本校の通学区域

垂水町、江坂町1丁目、広芝町、出口町（吹田第二小学校区を除く）
山手町1丁目～2丁目、山手町3丁目（千里第二小学校区を除く）、
千里山東3丁目（千里第二小学校区を除く）

4 校区の小学校

吹田市立豊津第一小学校 吹田市立山手小学校

5 校章



【由来】桜の花びらの周りに円があります。花びらの間の5か所のうち4か所に突起がありますが、カタカナの「ト」を表しています。「ト」が4つで「トヨツ」になります。

6 校歌

作詞 安西 冬衛 作曲 林 忠保

- | | | |
|--|---|--|
| <p>一 千里明るい 丘の松
風さわやかに 知恵ひらく
おゝ わが豊津中学校
垂水の上の 早蕨と
こぞるよ我等 我等さっそう</p> | <p>二 流れ涼しい 淀の芦
水清らかに 耳洗う
おゝ わが豊津中学校
川瀬を走る 若鮎と
きおうよ我等 我等はつらつ</p> | <p>三 光まばゆい 春の庭
花芳しく 雫する
おゝ わが豊津中学校
朝日に匂う 桜木と
かおるよ我等 我等らんまん</p> |
|--|---|--|

令和7年度 教室配置図



吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子どもが安心して学べる豊かな教育環境を創造し、地域との連携を生かした教育活動を推進します。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通じ、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

基本目標2

社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標3

豊かな教育環境の創造

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね!

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・相手の立場に立って考えること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・ものごとを公平にみること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること

製 作
吹田市立豊津中学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行
令和8年(2026年)2月

吹田市立豊津中学校

※本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

*片小ナビ ~保護者のための片山小学校ガイドブック~

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

*吹田市立小学校~スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料~